

利用調整基準

利用調整は、【①ランク表】のランク区分の優先順位に従い行います。

ランク区分が同じ場合は、【②基本表（保護者に関する事由）】と【③補正表（世帯、世帯員に関する事由）】の合計点数が高い方から優先に調整します。

①ランク表

保育が必要な事由等	ランク区分
1 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	A
2 児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと認める場合	A
3 保護者が労働している場合（内職を除く）	B
4 保護者が妊娠中であるか出産後間がなく児童の保育ができない場合	B
5 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合	B
6 同居の親族を介護又は看護している場合	B
7 保護者が就学している場合	B
8 主たる生計維持者が求職活動（起業の準備を含む）を行っている場合	C
9 保護者が内職している場合	D
10 主たる生計維持者以外が求職活動（起業の準備を含む）を行っている場合	E
11 保育者の育児休業が終了する場合（希望する保育施設への入所ができない場合に育児休業の延長を許容することができる場合に限る。）	F

○ランクはAから順に高いものとする。

○同一の保護者で事由が複数ある場合はランクが**高い方**で判断する。

○保護者が複数（例：父・母）いる場合はランクが**低い方**で判断する。

②基本表（保護者に関する事由）

項目	細目		点数
保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			100
児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと認める場合			200
労働又は就学している場合	月労働時間等が160時間以上		100
	月労働時間等が150時間以上160時間未満		95
	月労働時間等が140時間以上150時間未満		90
	月労働時間等が130時間以上140時間未満		85
	月労働時間等が120時間以上130時間未満		80
	月労働時間等が100時間以上120時間未満		75
	月労働時間等が80時間以上100時間未満		60
	月労働時間等が64時間以上80時間未満		40
妊娠中や出産後間がない場合			100
保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合	入院	1月以上の入院	100
	通院	週4日以上通院をしている場合	50
	自宅療養	常時臥床での療養を要する場合	80
		精神性疾患により安静加療を要する場合	50
	身体障害者手帳等の所持	身体障害者手帳（1級・2級）療育手帳（A） 精神障害者手帳（1級・2級）を所持している場合	100
		上記以外の手帳を所持している場合	50

同居の親族等を介護又は看護している場合	病院等への付添介護が週４日以上ある場合	１００
	自宅での介護・看護している場合	５０

○ランクを取得した保護者で加点する。ただし適用したランクに複数の保護者がいる場合は、低い方で加点する。

③補正表（世帯、世帯員に関する事由）

項目	点数
利用を希望する保育施設を児童の兄弟姉妹が利用している場合 育児休業の開始時に保育施設を退所した場合で、当該育児休業の終了に伴い入所希望する世帯	５００
特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所を除く。）の卒園に伴い当該児童が転所する場合	４００
事業所内保育事業所の卒園に伴い当該児童（地域枠で入所した児童に限る。）が転所する場合	４００
保護者が市内または協定市区町村の保育施設の保育士として勤務する世帯で、①ランク表のランクＡまたはＢに該当する場合（転所希望の場合は除く）	３００
事業所内保育事業所の卒園に伴い当該児童（従業員枠で入所した児童に限る。）が転所する場合	２５
ひとり親世帯	２５
同一世帯内に「保護者が同じ１８歳未満の児童」が３人以上いる世帯（多子世帯）	１０
同居の親族に身体障害者手帳（１級及び２級）療育手帳（Ａ）又は精神障害者手帳（１級及び２級）を所持している者がいる世帯	１５
同居の親族に介護認定を受けている者がいる世帯	１０
育児休業の終了に伴い入所を希望する場合で、育児休業を最大期間取得し、延長ができない時	１０
６５歳未満の同居親族に保育できる者がいない世帯	１５
生活保護世帯	５
父又は母が単身赴任中の世帯	５
以前に入所申込をしているが希望する保育所等に入所できず、引き続き翌月に申込をする場合（１回申込をする度に加点する。）	５
当該児童又は兄弟姉妹に未納の保育料があり、市又は保育所等へ納付に関する誓約書の提出がない場合	－９００

○複数選択可

■ポイント付与の例

○ケース世帯Ⅰ

父親は会社員で月１７０時間勤務、母親はパートで月１１０時間勤務
子どもは３人、祖父母の同居無し ⇒**Ｂ１００**

【ランク】	父親	Ｂ	母親	Ｂ
【点数】	母親の月１１０時間勤務　＋７５			
	同居親族で保育できない　＋１５			
	子ども３人　＋１０			

○ケース世帯Ⅱ

父親は自営業で月１５０時間勤務、母親は育児休業中で復帰後月１６０時間勤務
子どもは保育所に入所していたが、母親の育児休業取得により退所
母親は育休を最大期間取得し、延長ができない
子どもは２人、祖父母の同居無し ⇒**Ｂ６２０**

【ランク】	父親	Ｂ	母親	Ｂ
【点数】	父親の月１５０時間勤務　＋９５			
	育児休業取得前に保育を利用し保育の利用を再度希望　＋５００			
	育休を最大期間取得、延長ができない　＋１０			
	同居親族で保育できない　＋１５			

○ケース世帯Ⅲ

母子家庭で母親は派遣勤務で月１３０時間勤務

就労していない祖父（６５歳）と祖母（６０歳）と同居 ⇒ B 1 1 0



【ランク】	母親	B
【点数】	母親の月１３０時間勤務	＋８５
	ひとり親家庭	＋２５

入所優先順位 ①ケース世帯Ⅱ ②ケース世帯Ⅲ ③ケース世帯Ⅰ